

清瀬市新校建設CM（コンストラクション・マネジメント）業務に関する基本協定書（案）

清瀬市（以下「発注者」という。）と○○株式会社（以下「受託者」という。）は、次のとおり清瀬市新校建設CM（コンストラクション・マネジメント）業務に関する協定を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、清瀬市新校建設CM業務（設計業務準備）（以下、「当初業務」という。）、清瀬市新校建設CM業務委託（設計管理支援）（以下、「契約予定業務1」という。）及び清瀬市新校建設CM業務委託（施工管理支援）（以下、「契約予定業務2」という。）の契約に当たっての条件等について、基本となる枠組みを定めるものである。

2 発注者及び受託者は、双方合意の上、本協定に基づき当初業務及び契約予定業務の契約を履行する。

（本協定の対象業務等）

第2条 本協定で定める対象業務は次に掲げる業務とする。ただし、契約予定履行期間は、変更する場合がある。

（1）当 初 業 務：清瀬市新校建設CM業務委託（設計業務準備）

契約予定履行期間：令和6年3月から令和6年9月まで

（2）契約予定業務1：清瀬市新校建設CM業務委託（設計管理支援）

契約予定履行期間：令和6年10月から令和8年7月まで

（3）契約予定業務2：清瀬市新校建設CM業務委託（施工管理支援）

契約予定履行期間：令和8年8月から令和14年9月まで

2 本協定対象業務の内容は、発注者が作成した清瀬市新校建設CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託プロポーザル実施要領及びその添付資料等によるものとする。

3 契約予定業務の契約金額は、受託者が提出した参考見積書の金額を超えない範囲において、発注者及び受託者が協議して決定する。

（本協定の有効期限等）

第3条 本協定の有効期限は、前条に規定するすべての業務が完了した日とする。

2 本協定は、前項に定める期限内において、業務請負契約を締結していない期間においても有効とする。

（業務委託契約の締結）

第4条 発注者及び受託者は、本協定締結後速やかに、当初業務の業務委託契約を締結するものとする。

2 発注者及び受託者は、本協定に定める条件により、契約予定業務の業務委託契約を締結する。

3 契約予定業務は、発注者の都合により特記仕様書に示す各段階のCM業務ごとの契約になる場合もある。

4 発注者は、契約予定業務の契約締結にあたっては、契約締結の7日前までに履行期間及び支払条件について受託者に通知するものとする。

（協定の解除）

第5条 発注者及び受託者は、本協定に基づき、当初業務及び契約予定業務の契約を履行するもの

とし、次に掲げる場合を除き、本協定を解除できない。

- (1) 契約予定業務の契約締結前において、発注者の責に起因し、本協定を解除する場合
 - (2) 契約予定業務の契約締結前において、受託者の責に起因する理由で、契約予定業務の内容に適合した履行がなされない状況にあると発注者が認める場合
 - (3) 清瀬市議会において、契約予定業務に関する予算の議決がされなかった場合
 - (4) 前3号に掲げる場合以外で、正当な理由により本協定を解除する場合
- なお、この場合の取扱いについては、発注者及び受託者が協議して定める。

(補足)

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、発注者及び受託者が協議して定める。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、発注者、受託者の双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年〇月〇日

発注者 住所

氏名

受託者 住所

氏名